

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令について

平成25年12月
中小企業庁企画課

小規模企業活性化法（※）において、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の対象となる「小規模企業者」について範囲の弾力化を行うこととし、政令委任規定を措置したため、今般、政令特例業種として宿泊業及び娯楽業を定めるもの。

※小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律
(平成25年法律第57号)

1. 小規模企業活性化法について

小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定するとともに、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律など3法律について、法の対象となる小規模事業者の範囲を弾力化する等の措置を講じたもの。

※小規模企業活性化法について

平成25年4月16日閣議決定

6月17日成立、同21日公布

9月20日施行

2. 本政令案について

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令に小規模事業者の政令特例業種として宿泊業及び娯楽業を規定し、その従業員基準については、いずれも20人と規定。

この2業種及び従業員基準については、データ等の分析により、小規模事業者として位置づけられるべき脆弱性を有するものの、業態特性などにより従業員数が多いために小規模事業者として定義されず、小規模企業向けの支援策を利用できない状況にあることが分かったため、政令特例業種として規定するもの。(現行の定義において、宿泊業及び娯楽業は、サービス業として従業員数5人以下の企業が小規模企業者)

本政令が施行されると、従業員数20人以下の宿泊業及び娯楽業は小規模事業者経営改善資金融資(マル経)制度等が利用できることとなる。

なお、施行については、公布即施行とする。

3. 閣議

平成25年12月26日(木)

(主請議：経済産業省、共同請議：なし)